

(事業の目的)

第1条 要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。

2. 自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
3. 事業の提供に当たっては、利用者の主治医の指示をもとに、利用者の希望、心身の状況等を踏まえた居宅サービス計画に沿って、リハビリテーションの目標や、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成し、これに基づいて利用者の心身機能の維持回復を図るようなサービスを妥当適切に行う。
4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行う。
5. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
6. 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。
7. 理学療法士、作業療養士または言語聴覚士は、主治医の指示を元に訪問リハビリテーション計画を作成し、それを利用者へ交付するとともに、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、サービスの実施状況及びその評価について記録し、主治医に報告すると同時に居宅介護支援事業所等に対しても情報提供を行う。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

② 医療機関名 西川医院

② 所在地 宇部市大字西岐波325-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 医療機関に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者：医師である院長

管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。また、訪問リハビリテーション計画の作成、指導、助言を行う。

②理学療法士 常勤 2 名、非常勤        名

③作業療法士 常勤        名、非常勤        名

④言語聴覚士 常勤\_\_\_\_\_名、非常勤\_\_\_\_\_名

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は下記の通りとする。

- ①営業日：通常月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日までを除く。
- ②営業時間：月曜日から金曜日午前9時～午後6時まで、水曜日12時、土曜日午後1時までとする。
- ③上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。
- ④上記の曜日、時間で臨時休業する場合はその都度掲示する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 原則として宇部市とする。

(利用料等)

第8条 サービスを提供した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。なお法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。

2. 実施地域以外の交通費については無償とする。

(苦情処理)

第9条 指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村窓口及び国保連合会を紹介する。苦情対応責任者は院長とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 当該事業所の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。

2. 当該事業所の職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. サービス提供を求められた場合、止むを得ない事情により訪問リハビリテーションの実施が困難な場合は他の事業所を紹介する等必要な対応を行う。
5. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの際、万が一事故が生じた場合は、各医療機関が契約している医師賠償責任保険等により対応し、賠償する。
6. その他、サービス提供に当たっては「居宅サービスの人員・設備及び運営に関する基準」を遵守する。
7. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は                    院長                    が別に定める。

(付則) この規定は、平成27年 6月 1日から施行する。

## 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 本院は京都府知事の指定を受けた訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所（事業所番号 3510214301）です。

本院には、理学療法士 常勤 2 名、非常勤        名、作業療法士 常勤        名、非常勤        名、言語聴覚士 常勤        名、非常勤        名が勤務しております。

2. 介護保険の申請を行なわれ要支援、要介護の判定を受けられた方に対して、本院の理学療法士が、医師の指示を受けて、利用者の希望、心身の状況を踏まえてケアマネジャーのケアプランに沿って、居宅を訪問して必要なリハビリテーション等を行います。

3. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを行う時間は、原則として祝日を除く水曜日午後2時～午後6時までとなっておりますが、外来業務の都合により医療機関が標榜している時間帯の訪問ができない場合がありますので、詳細はご相談下さい。

4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを受けられた場合は、1回につき 616 円を徴収させていただきます。

なお、生活保護等の公費受給者の該当者は、利用者負担額を補助する制度があります。

5. 当院の通常実施地域は宇部市とさせていただきます。

6. 訪問の際に利用者の方の病状等が急変した場合は応急処置を行うとともに、速やかに院長に連絡を取り指示を求める体制をとっております。何らかの事故等が起こった場合も同様です。

7. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたらお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては宇部市役所健康福祉部介護保険課（TEL 0836-34-8302）または国保連合会介護サービス苦情相談窓口（TEL 083-995-1010）をご紹介する等対応させていただきます。

8. 職員には利用者の守秘義務があり、個人情報等は外部に漏らしません。ただし、介護保険サービスを安心して受けていただくためにはサービス担当者会議等において、主治医や介護支援専門員の他サービス事業者の担当者等と連携する必要があり、必要な情報を提供する場合があります。

◆訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供開始に当たり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業所名           西川医院          

所在地           宇部市大字西岐波 325-1

